

# オンライン留学プログラム規約

---

- 第1条（規約の適用）
- 第2条（著作権および所有権）
- 第3条（受講者の義務）
- 第4条（通知）
- 第5条（当サービスの利用料金および支払）
- 第6条（キャンセルおよび返金）
- 第7条（レッスンの提供）
- 第8条（レッスンの中止およびキャンセル）
- 第9条（禁止行為）
- 第10条（罰則規定）
- 第11条（免責事項）
- 第12条（損害賠償責任）
- 第13条（規約の変更）
- 第14条（分離可能性）
- 第15条（準拠法および専属的合意管轄裁判所）

株式会社ENLink（以下、「甲」という）は、甲が提供するオンライン留学プログラム（以下、「当サービス」という）の利用に関して、以下のとおり規約（以下、「当規約」という）を定めます。

## 第1条（規約の適用）

1. 当規約の適用範囲は、甲のウェブページ（<https://brighture.jp/>；以下、「当ウェブ」という）の他、電子メール等の電磁的方法を介して甲が当サービスの利用者（以下、「乙」という）に発信する情報も含み、当規約は、当サービスに関し、甲および乙の権利義務関係を規定します。
2. 乙は、当規約の内容を確認し、甲が定める方法で当サービスに申し込むことにより、当規約に同意したものとみなします。

## 第2条（知的財産権）

1. 当ウェブおよび当サービスの利用に関する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます）は、全て甲および甲にライセンスを許諾している者に帰属しており、当規約に基づく当サービスの利用許諾は、当ウェブまたは当サービスに関する甲または甲にライセンスを許諾している者の知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。
2. 甲は、乙が前項に違反した場合、乙に対して、各種知的財産権に基づく各処置（警告、告訴、損害賠償請求、差止請求、名誉回復措置等請求）を行うことができるものとします。
3. 乙は、乙が当ウェブおよび当サービスを利用して投稿その他送信するコンテンツ（文章、画像、動画その他のデータを含みますがこれらに限られません）について、甲に対し、世界的、非独占的、無償、サブライセンス、可能かつ譲渡可能な使用、複製、配布、派生著作物の作成、表示及び実行に関するライセンスを付与します。
4. 乙は、甲及び甲から権利を承継しまたは許諾された者に対して著作者人格権を行使しないことに同意するものとします。

### 第3条（受講者の義務）

1. 乙は、当サービスの申し込み時に指定登録した電子メールアドレス（以下、「指定メールアドレス」という）に関する各種設定等を変更し、甲（ドメイン名：brighture.jp）からの電子メールの受信を許可しなければなりません。
2. 乙は、当サービスを利用するために必要な通信環境および通信機器を確保しなければなりません。
3. 乙は、当サービスを利用するために、甲が指定するアプリケーションソフトウェア（Skype等）、クラウドサービス（Googleドキュメント等）、その他のウェブサービスを利用しなければなりません。
4. 乙は、甲の定める方法および講師の指示に従ってレッスンを受講しなければなりません。

### 第4条（通知）

1. 甲は、指定メールアドレスに通知を行います。
2. 通知は、甲が指定メールアドレスに発信した時点で、乙に対しての通知が完了したものとみなします。
3. 甲は、乙の指定メールアドレスの不備または受信設定に起因して、甲が発信した電子メールを乙が受信できなかった場合、同不到達に対して責任を負いません。

### 第5条（当サービスの利用料金および支払）

1. 甲は、入会金および当サービスの利用料金を決定し、当ウェブ上で公表します。
2. 乙は、入会金および当サービスの利用料金を、甲が定める方法で支払わなければなりません。
3. 乙が利用料金の支払いを遅延した場合、乙は年14.6%の割合による遅延損害金を甲に支払うものとします。

### 第6条（キャンセルおよび返金）

1. 当サービスはクーリングオフの対象となります。
2. 乙は、クーリングオフ期間経過後も、受講をキャンセルすることができます。
3. 乙がプログラム開始前に受講をキャンセルする場合（受講期間を短縮する場合は短縮される日程がキャンセルされるものと考えます）、甲は乙がキャンセルを申し出た日からプログラム開始日（休校日に当たる場合も月曜日とします）までの日数に応じて、下記のとおり当サービスにかかる料金の全部または一部を返金します。

(1) プログラム開始日の24日前まで	料金の100%
(2) プログラム開始日の10日前まで	料金の75%
(3) プログラム開始日の前日まで	料金の50%
4. 乙がプログラム開始後に受講をキャンセルする場合（受講期間を短縮する場合は短縮される日程がキャンセルされるものと考えます）、甲は乙がキャンセルを申し出た日の翌週以降分の料金の50%を返金します。

5. 乙がプログラム開始前に、受講期間を変更せずに、プログラム開始日を変更する場合、乙は変更を申し出た日から当初予定していたプログラム開始日（休校日に当たる場合も含めて月曜日とします）までの日数に応じて、下記のとおり変更手数料を支払うものとします。ただし、繁忙期等のため変更後の日程での受け入れができない場合、甲は変更を断ることができます。

- |                     |         |
|---------------------|---------|
| (1) プログラム開始日の24日前まで | 無料      |
| (2) プログラム開始日の前日まで   | 20,000円 |

6. 乙は、プログラム開始後は、プログラムの日程を変更することはできません。

7. 上記に拘らず、下記の事由に該当する場合は、当サービスの料金は返金しません。

- (1) 乙の都合により授業を欠席する場合
- (2) 第9条に基づいてプログラムを中止した場合

8. 返金する場合、乙は甲に返金用の銀行口座を通知する必要があります。甲は、銀行口座を通知された日から5営業日以内に指定口座に返金額を振り込みます。振込の際に手数料等が発生する場合は、乙が負担するものとします。

## 第7条（レッスンの提供）

1. 甲は、月曜日から金曜日を受講日とし、一コマ50分のレッスンを一日に5コマ提供します。ただし、フィリピンの祝祭日など、免責事項に定める事由に該当する場合はこの限りではありません。
2. カリキュラム・レッスンの内容・スケジュール・担当講師は、受講生のレベル・目標・プログラム期間等を考慮して、甲が決定します。
3. 乙は、講師の指名や変更はできません。ただし、正当な理由があり、かつ甲が必要と認める場合は、甲は必要な措置をとります。
4. 乙は、宿題を課された場合、レッスン開始までに当該宿題を完了させてください（「完了」とは、出題された範囲・内容の全部を終えることをいい、一部のみ着手した状態は「未完了」とみなします）。宿題が完了していない場合、レッスンを適切に実施することができません。

## 第8条（レッスンの中止およびキャンセル）

1. 乙は、レッスン開始時刻までにSkypeをオンラインに接続して待機してください。体調不良、その他正当な理由により遅刻・欠席・早退する場合は、レッスン開始前に下記のいずれかの連絡先に連絡してください。

LINE公式アカウントID: @avw0247r  
Eメール: [info@brighture.jp](mailto:info@brighture.jp)

2. 乙が担当講師からの問いかけに回答しない等、乙の事情によりレッスンを開始できないまま開始予定時刻を20分経過した場合、甲は、乙がレッスンを欠席したものとみなして当該レッスンを終了することができるものとします。
3. 甲は、乙がレッスンの無断欠席を繰り返した場合は、乙に対して、警告、改善指示等を行うことができます。
4. 甲は、やむを得ない事由により担当講師によるレッスンが実施できない場合、別の講師を任命します。

## 第9条（禁止行為）

1. 乙は、以下に定める行為を行ってはなりません。

- (1) 甲の名誉、信用、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、肖像権、プライバシーを侵害する行為。
- (2) 当サービスを利用する権利を第三者に譲渡・売却すること、または質権を設定し担保に供すること。
- (3) 当サービスの運用を妨げる行為。
- (4) 当サービスを営利目的で利用する行為またはその準備行為。
- (5) 講師の雇用条件やインターネット回線など一般に開示していない甲の機密情報を詮索または公表する行為。
- (6) 講師に甲の競合たりうるサービス・企業での勤務を勧誘する行為。
- (7) 講師に宗教、政治結社、マルチ商法等の勧誘をする行為。
- (8) 講師への嫌がらせ、ハラスメント行為、またはレッスンの進行を妨げる等の不良行為。甲のスタッフおよび講師に対する暴言、脅迫、またはカスタマーサポート業務の進行を妨げる行為。
- (9) 講師と個人的に接触しようとする行為。
- (10) 当サービスの他の利用者または講師に違法行為を勧誘または助長する行為。
- (11) 当サービスの他の利用者または講師に経済的・精神的損害または不利益を与える行為。
- (12) 犯罪行為、違法行為、公序良俗に反する行為。
- (13) 当サービスのネットワークまたはシステム等に過度な負担をかける行為および不正アクセス。
- (14) 甲が提供するソフトウェアその他のシステムに対するリバースエンジニアリングその他の解析行為。
- (15) 面識のない異性との出会いを目的とした行為。
- (16) 第三者に成りすます行為。
- (17) その他、甲が不適當と判断する行為。

## 第10条（罰則規定）

1. 甲は、乙が下記のいずれかに該当した場合、いつでもプログラムを中止することができます。

- (1) 乙が第3条に定める会員の義務を怠った場合。
- (2) 乙が第8条に定める指示等に従わなかった場合。
- (3) 乙が前条に定める禁止行為を行った場合。
- (4) 乙が利用料金の支払を遅滞または怠った場合。
- (5) 乙が当サービスの利用に際し、甲からの重大な指示等に従わなかった場合。
- (6) 乙は、前項に該当する行為に起因して甲または第三者に損害が生じた場合、プログラムを中止した後であっても、すべての法的責任を負います。

## 第11条（免責事項）

甲は、下記に定める事項に起因または関連して生じた一切の損害について、いかなる賠償責任も負いません。

- (1) 前条に該当する場合。
- (2) 乙が甲に提供した情報の不備または誤り。
- (3) 乙の通信環境または通信機器。

- (4) 乙の責任で受信した、または、開いたファイル等が原因となりウィルス感染。
- (5) 乙のメッセージやデータへの不正アクセスや不正な改変、その他第三者の行為。
- (6) 甲の提携先企業が提供するサービスの不具合やトラブル等。
- (7) 当ウェブから、または当ウェブへリンクしている甲以外の第三者が運営するウェブサイトの内容やその利用等。
- (8) 当サービスに関連して甲が紹介・推奨する他社のサービスや教材等の効果や有効性ならびに安全性や正確性等。
- (9) 当ウェブで提供するすべての情報、リンク先等の完全性、正確性、最新性、安全性等
- (10) フィリピン共和国における祝祭日、政治情勢や自然災害、または停電等の不可抗力の事由。

## 第12条（損害賠償責任）

1. 甲は、乙が当規約に違反したことにより生じた直接または間接的な損害の賠償を請求することができます。
2. 当サービスの不備・瑕疵等に基づく乙の甲に対する損害賠償請求の限度額は、損害が発生した月に乙が甲に対して支払った利用料金の額を上限とします。

## 第13条（規約の変更）

1. 甲は、乙に予告することなく、いつでも当規約を変更することができます。
2. 変更後の規約は、当ウェブ上に掲載された時点、または第4条に定める方法で乙に通知した時点で効力を生じるものとします。

## 第14条（分離可能性）

当規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、当規約の残りの規定および一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

## 第15条（準拠法および専属的合意管轄裁判所）

1. 当規約は、日本国法に準拠して解釈されるものとします。
2. 当サービスまたは当規約に起因もしくは関連して甲と乙の間で生じた紛争の解決について、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とします。

作成日: 2020年3月18日